

## 今後の筑協事務局の体制について（案）

### 【概要】

筑波研究学園都市交流協議会規約第 14 条（事務局）より、筑協事務局は原則として茨城県、つくば市及び文部科学省研究センターの職員をもって構成されているが、会長、副会長及び幹事等の機関職員においても、事務局の活動に参画することができることとなっている。

しかしながら、筑協の作業をするにあたり、現在の情報環境では、事務局業務のためのデータに外部からのアクセスできず、事務所（文部科学省研究交流センター）への出勤が不可欠となっているところ。

その他、予算に関する決裁権限者及び後援名義の使用承認において、今まで明確な規則がなく事務局で対応していたが、今後は会長機関にお伺いを立ててから作業を進めていきたい。

今回は、以下の取組みを議論したい。

1. 筑協事務における新たな作業環境の構築例について
2. 予算に関する決済権限者について
3. 後援名義の使用承認について